

IFRS についての 日本公認会計士協会の 取り組みと課題

日本公認会計士協会常務理事

きしがみ けい こ
岸上 恵子



1 はじめに

我が国では、2009年6月に企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下「中間報告」という。）が公表されたことを受けて、2010年3月期の財務諸表から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表へのIFRS（国際財務報告基準）の任意適用が始まっている。また、中間報告では、IFRSの強制適用を行う場合、強制適用の判断時期から準備に少なくとも3年を要すると見込まれ、2012年を目途に意思決定を行うとされている。従って、2015年又は2016年が強制適用開始の目安となっている。このような中、2010年3月期決算においてIFRS適用第1号の企業が誕生し、更に2011年3月期及び、2012年3月期からIFRSの任意適用を表明する企業が現れている。

資本市場のグローバル化が進展する中で、IFRSは高品質で理解可能な強制力のあるグローバルな一組の会計基準として、世界120か国以上が導入又は導入する方針を表明しており、本年は新たにカナダ、韓国などが導入する予定となっている。

IFRSの適用にあたっては、財務諸表作成者、投資家、規制当局などはもちろんのこと、公認

会計士も市場関係者の一員として、IFRSで作成された財務諸表を理解することに加え、適切に監査を実施することが求められている。

本稿では、我が国でのIFRS導入にあたって、会計監査という観点から重要な役割を担う公認会計士が設立している日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）において、現在取り組んでいる施策を中心に紹介する。なお、文中のうち、意見にわたる部分については、筆者の私見であることを申し添える。

2 欧州視察団の派遣

JICPAは、2008年7月に欧州に視察団を派遣し、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）、FEE（欧州会計士連盟）、ICAEW（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）などを訪問することにより、既に2005年からIFRSを適用している欧州でのIFRS移行への経験や課題等について視察を行った。その結果、IFRSの導入にあたっては、監査人のみならず市場関係者が乗り越えなければならない多くの課題があることを認識し、2008年11月に「欧州視察報告」として取りまとめ、公表した¹。そこでは、中間報告に先立って、IFRSの選択適用を考慮すべきことや、日本版ロードマップ作成の準備の

必要性について意見発信をしている。また、この視察を受けて認識された IFRS 導入の課題（下表参照）を克服するために、後述 4. の取り組み等を実施してきたところである。JICPA は、上場会社を監査する会員（公認会計士、監査法人）が適切に IFRS 財務諸表を監査できるようになることを志向し、当時より、任意適用及び将来の強制適用を見据えた対応を図ってきた。

（参考）

欧州視察報告から得られた IFRS 導入の課題

- 原則主義の IFRS を適用する場合に想定される監査上の問題への対応策の検討
- 教育研修体制の整備（対象：作成者、利用者（投資家）、監査人等）
- IFRS デスクの設置による情報収集・発信
- 公認会計士試験の試験科目の見直しの要請
- IFRS 導入の関係各界への働きかけと、日本版ロードマップ策定への積極的な関与

3 IFRS 対応会議等への協力

我が国の市場関係者によって、2009 年 7 月に IFRS 対応会議が設立された。中間報告で我が国における IFRS 導入上の様々な課題が認識されたことから、民間主導で重要課題の解決、推進等の方針、戦略を立案し、実務対応委員会での検討及び関係機関・団体での対応を要請することを企図している。具体的には同会議はまた、広報委員会や教育・研修委員会などの各実務対応委員会を設け、IFRS 導入上の具体策の検討を行っている。

JICPA は IFRS 対応会議の活動趣旨に設立当初より賛同しており、IFRS の日本国内での導入態勢整備に関して、市場関係者との調整が必要と考えている。IFRS 対応会議に置かれた実

務対応委員会である、広報委員会及び教育・研修委員会の事務局や、IFRS 導入準備タスク・フォースの日本経済団体連合会との共同事務局、更には、ASBJ（企業会計基準委員会）に設置された IFRS 実務対応グループのオブザーバーも務めており、我が国での IFRS 導入態勢準備に係る取り組みに対して積極的に協力し、意見発信を行っている。

4 IFRS 適用に向けた JICPA の取り組み

2010 年 10 月に実施・公表された東京証券取引所のアンケート²によると、IFRS の任意適用を本格的に検討している企業は 100 社近くとされている。このため、JICPA としては、2012 年の強制適用の意思決定を待たずとも、会員が IFRS 財務諸表の監査を適切に遂行できる仕組み作りが喫緊の課題であると認識している。そのような認識の下、大きく分けて以下の 4 つの施策を順次実施してきた。

(1) IASB（国際会計基準審議会）、IFRS 財団への意見発信

JICPA は、旧 IASC（国際会計基準委員会）の時代より、IAS（国際会計基準）/IFRS の設定に際して公表される公開草案等を検討して意見を取りまとめ、コメントを提出してきた。このように我が国への IFRS 導入を検討するはるか以前より活動を実施してきた。現在は、このコメント案の形成を JICPA の会計制度委員会・IASB 対応専門委員会が担当しており、数年前より IFRS が我が国へ任意適用されることも想定して議論を行っている。

2010 年には、IASB から金融危機関連プロジェ

1 日本公認会計士協会「特集 欧州視察報告」会計・監査ジャーナル 2008 年 9 月号

2 2010 年 11 月 15 日公表「IFRS 準備状況に関する調査結果」の公表について

クト及び米国会計基準とのコンバージェンスのための MoU プロジェクトとして、金融商品、収益認識、退職給付、公正価値測定及びリースなど多数の重要な公開草案が公表されている。これらの公開草案に対して、IFRS の精通者で構成する IASB 対応専門委員会に加え、金融商品会計及び退職給付会計の専門家で構成する専門委員会などが協同して精力的に意見交換を行い、JICPA としてのコメントを形成している。このコメントの形成にあたっては、基準間の整合性のみならず、監査人の立場から、我が国の実務への影響や、監査可能性等も踏まえて、公正な議論を心掛けている。今後も、公開草案や論点整理の公表の都度、意見発信を行っていく予定である。

上記委員会での IFRS の公開草案に対するコメント形成のほか、IFRS 財団（旧 IASC 財団）の定款レビューの際にも、国際戦略関係の役員間で構成するプロジェクトチームで議論し、コメントを提出してきた。また、本年2月現在、同財団の戦略レビューに対してもコメント募集が行われているが、JICPA も資本市場の健全な発展に資するよう意見発信をすべく検討を行っている³。

(2) IFRSに関する国内外の情報収集と情報発信

JICPA では、2009年4月にIFRSデスクを設置し、国内外の情報収集とウェブサイトによる情報発信を行っている。

情報収集としてはまず、先行各国の実情調査として、前述の欧州視察団の派遣のほか、IFRSを先行して採用している国々のIFRSに対する取り組み状況などについて調査・意見交換することを目的として、日本経済団体連合会、財務会計基準機構等とともに、2009年9月にオー

ストラリア、2010年2月にインド・シンガポールの関係諸団体を訪問し、その結果を報告書として公表した。

更に、既にIFRSを適用しているオーストラリアの会計士協会の事務局との間では、会員からの相談方法などについての意見交換を実施している他、インドはIFRSにコンバージ（収斂）しつつあることから、2010年7月には、インドの勅許会計士協会の役員とJICPA 役員の間でダイアログ（対話）を実施した。また、IFRS対応会議では、今後日印でIFRSに関する協力関係を構築していく旨が合意されており、IFRS対応会議開催の「日印フォーラム2010」にもJICPAは参加、協力している。

IFRSに関する情報発信については、JICPAのウェブサイト内にIFRS専用サイトを開設し、収集したIFRS関連情報を会員及び一般に対して提供している。

その情報の中には、JICPAの機関誌である「会計・監査ジャーナル」に掲載したIFRS関連の記事をダウンロードできるようなサービスや、IFRSテクニカルサマリーの仮訳も含まれている。

欧州では、既にIFRSが適用されているが、個々の具体的な事例を共有し、EU域内での適切な適用を促進するために、2007年4月からESMA（欧州証券市場監督機構、旧名称CESR）内のEECS（European Enforcers Co-ordination Sessions）が、執行決定のデータベースを公表している。JICPAは、当該データベースの内容をウェブサイト上で紹介し、仮訳も提供している。

また、IFRSメールマガジンを発行し、IFRSの最新情報を会員であるかを問わず希望者に配信している。

3 本稿執筆時点では、IFRS財団の戦略レビューについてコメントを形成中であったが、本誌が出版される時点では、JICPAのウェブサイトにも最終コメントが掲載されることになる。

(3) 会員に対する教育・研修の実施

IFRSは、原理原則を定めた原則主義の会計基準であり、必ずしも我が国の法制度や商慣行を前提としていない。従って、IFRSを導入する際には、財務諸表の作成者である企業が、取引実態を反映する会計方針・会計処理を自ら決定し、それを受けてJICPAの会員である公認会計士は、その判断の妥当性を監査する必要がある。このため、その前提としてまず、企業・公認会計士とともに、IFRSの各基準の内容の正確な理解が求められる。

JICPAは、会員である公認会計士の継続的専門教育(CPE)の一環として、大手監査法人やIFRSに精通した会員の協力を得ながらIFRSの各基準書を解説するセミナーを実施することに加え、会員各自が既に開催したセミナーをe-ラーニング等で自習できるシステムを整備している。当該セミナーの内容は、機関誌である「会計・監査ジャーナル」にも掲載されている。2010年までに、一通りの基準書を解説するセミナーを終了し、今後は、2011年夏以降に最終基準書が公表される予定のテーマ(金融商品、連結財務諸表、収益認識、リース等)を解説するセミナーを計画している。当該セミナーは、会計教育研修機構を通じて一般にも有料で開放しているものが多い。

(4) 会員にIFRSの考えを広げるための取り組み

原則主義であるIFRSの適用においては、会計基準の学習のみでは対応が不十分であるとの見方もある。現状、我が国の上場企業の監査人の中には、海外提携事務所を有しないなどの理由から、海外でのIFRS先行適用事例に接する機会の少ない中小監査事務所がある。このような状況を受けて、2010年9月に、IFRSの強制適用に向けての的確な監査対応のあり方などを研究する目的で、中小事務所等施策調査会・監査専門部会の中に、IFRS監査対応研究班が設

置された。この研究班は、中小監査法人及び個人事務所等の有志がメンバーとなっており、現在はIFRS財務諸表を監査する上での論点分析・研究及び開示研究を中心に、活発な議論を行っている。

上記活動を受けてJICPAは、2010年11月に理事会の審議を経て、IFRS監査・会計特別委員会を設置した。この特別委員会は、IFRSの任意適用を検討している企業を監査している中小監査事務所と大手監査法人のIFRS担当者をメンバーとしており、監査上(又は会計上)の論点についての意見交換や議論を通じてノウハウを蓄積するとともに、IFRSに基づく財務諸表監査の円滑な導入及び遂行にむけて、一般的論点についての情報及び認識の共有化を図ることにより、中小監査事務所の支援にも資することを目的としている。

5 今後の課題

国際的な財務活動又は事業活動を行う一定の上場企業の連結財務諸表では既にIFRSの任意適用が認められていることから、IFRSは我が国の会計インフラになりつつあると言ってよからう。JICPAでは前述のとおり様々な施策を実施中であるが、私見では、以下の事項が今後の課題であると考えている。

- IFRSの基準設定に関与する人材育成へのサポート
- 単体財務諸表などIFRS導入下の我が国の会計制度についての課題
- 原則主義への対応

(1) IFRSの基準設定に関与する人材育成へのサポート

現在、JICPA会員からは、山田辰己氏がIASBの理事に就任している他、JICPAの元会長である藤沼重起相談役がIFRS財団評議員会

の副議長を務めている。他にも我が国の経済界等からは、IFRS 財団評議員や IFRS 解釈指針委員会、IFRS 諮問会議等で活躍している方々がいる。現在も JICPA は、このような方々に対して、適宜サポートすべく努めてきた。今後我が国から IFRS の基準設定に積極的に関与する人材が、IASB 等で活躍することが期待される。このため、JICPA としては ASBJ をはじめとする他の機関や JICPA 会員とも協力して、IASB や IFRS 財団への意見発信に加えて、このような方々へのサポートをどのように提供し、更には、どのように人材の発掘・育成に寄与していくかが課題であると考えられる。

また、JICPA は、海外の会計士団体と意見交換や視察などを実施しているが、既に IFRS を適用して久しい欧州やオーストラリアの他、今後 IFRS を導入する各国の会計士団体と知見や経験を共有する必要がある。昨年 11 月にマレーシアで行われた IFAC（国際会計士連盟）の第 18 回世界会計士会議、2011 年 9 月開催予定の CAPA（アジア・太平洋会計士連盟）のプリズベン大会、更に、我が国の会計基準設定主体である ASBJ が参加する AOSSG（アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ）の会議などにおける議論から得られた知識を活用し、今後の活動を進めていくことが必要と考えられる。

(2) 単体財務諸表など IFRS 導入下の我が国の会計制度についての課題

連結先行というダイナミック・アプローチの考えに基づき、上場企業の連結財務諸表への IFRS の任意適用が始まっているが、単体の財務諸表については、我が国の会計基準が継続的に適用されている。この単体の財務諸表については、現状、2010 年 8 月の企業会計審議会の会長発言の骨子（未定稿）に従って、個々の基準ごとに連結と単体の関係を調整することに伴

う様々なコスト・ベネフィットを考慮した上で、今後 ASBJ において判断していくこととなっている。また、財務会計基準機構内に「単体財務諸表に関する検討会議」が設置され、関係者が一堂に会し、精力的に意見交換を行っているものと理解している。この領域に関しては、金融商品取引法上の財務諸表と会社法上の計算書類との関係、ひいては配当規制や法人税法上の課税所得計算のあり方など、多くの論点や課題が残されていると考える。

こうした点について、JICPA として意見発信し、貢献していくことが、課題の一つと考える。

(3) 原則主義への対応

IFRS を適用する際には、財務諸表の作成者である企業が取引実態を反映する会計方針・会計処理を自ら決定し、その判断の妥当性が監査される必要がある。すなわち、IFRS の適用においては、取引に関する個別企業の個別の事実関係を全体像として把握、分析した上で、会計基準の原則に照らして判断が行われることになる。同じような外観をもつ取引でも、企業によって異なる会計処理の判断となる可能性がある。このような、外形上の現象を捉えて会計処理の幅ができるかと理解するのではなく、個別企業の個別の事実関係に基づき、それぞれ適切な判断がなされていくことが望まれる。

また、このようなプロセスや判断が、IFRS 適用のどのような局面において、どのように必要となるのかについては、会計基準の学習だけでは不十分であり、また理解の広め方が難しい。各論点についての議論を共有化することが必要であると考えられる。

財務諸表の作成者のみならず、監査人も細則主義に慣れ親しんできた我が国において、原則主義の会計基準が定着するまでには相当の努力が必要なこともある。

こうしたことに対応するために、現在でも、日本経済団体連合会と共同事務局を担っているIFRS導入準備タスク・フォース、ASBJのIFRS実務対応グループ、及びJICPA内のIFRS監査・会計特別委員会など、様々な議論の場が設定されている。このような場において、議論が本来の主旨どおりに行われるよう運営されていくことが望まれる。

更に、公認会計士の実務の中でIFRSの比重が高まりつつあることを認識し、今後のCPE研修にどのような内容を取り入れていくべきかを検討することも課題の一つであると考える。

6 最後に

JICPAの活動・運営、とりわけ調査・研究は、専門家である会員のボランティアによる常置委員会・プロジェクトチームなどを中心とする委員会活動により支えられている。ここで記載したIFRSについてのJICPAの取り組みも、会員の無償のノウハウと時間の貢献によるところが大きい。今後もそれは続くと考えられ、JICPAの施策については、会員の賛同が得られることが実施の大前提である。今後も関係会員の協力を仰ぎながら着実にかつ効率的に活動を進めていくことがJICPAに課せられた使命であるということができよう。